

群馬県立女子大学における任期付教員の任期、任用及び再任に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号。以下「法」という。）第5条第2項及び群馬県公立大学法人職員就業規則（群馬県公立大学法人規則第1号。以下「就業規則」という。）第2条第4項の規定に基づき、群馬県公立大学法人において期間を定めた労働契約を締結する群馬県立女子大学教員（以下「任期付教員」という。）の任期、任用及び再任に関し必要な事項を定めるものとする。

(任期を定める職等)

第2条 任期付教員の職等は、別表1及び2のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、任期の満了前に就業規則第22条に定める定年に達するときは、当該任期付教員の任期は、定年に達する日以後における最初の3月31日までとする。

(任用に際しての同意)

第3条 前条の教員の任用に際しては、当該任用される者の同意を同意書(様式第1号)により得なければならない。

(任期途中で昇任した場合の任期)

第4条 別表1に掲げる任期付教員が、任期の途中において昇任した場合、当該任期付教員の昇任前の残任期に関わらず、任期の定めのない教員とする。

(再任に際しての業績審査)

第5条 第2条の規定により任用された教員の再任に際しては、当該教員の任期中の業績審査を行い可否を決定しなければならない。

2 前項の業績審査は、教育及び研究に関する能力の他、社会的業績等について行うものとする。

(規程の周知)

第6条 この規程を制定し、又は改廃したときは、群馬県立女子大学のホームページ等により、広く周知を図るものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、人事委員会に諮り、教育研究審議会の議を経て、学長が定める。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、人事委員会の議を経て、学長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に廃止前の群馬県立女子大学における教員の任期に関する規程の規定によりされた手続その他の行為は、この規程の相当規定によりされた手続その他の行為とみなす。
- 3 別表 1 に掲げる者について、平成 30 年 4 月 1 日採用者については、この規程を適用しないものとする。

別表 1（第 2 条関係）

教育研究組織等	職	任期	再任に関する事項	根拠
学部、研究科、群馬学センター、地域日本語教育センター	講師	5 年	再任を妨げない (ただし、満 65 歳に達する日の属する年度の末日を超えることはできない)	法 第 5 条 第 1 項

別表 2（第 2 条関係）

教育研究組織等	職	任期	再任に関する事項	根拠
キャリア支援センター	教授 准教授 講師	5 年	再任を妨げない (ただし、満 65 歳に達する日の属する年度の末日を超えることはできない)	法 第 5 条 第 1 項